

議案第62号

おいらせ町消防団条例の一部を改正する条例について

おいらせ町消防団条例（平成18年おいらせ町条例第152号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月3日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

消防団員の適正な定員管理を図るために定数改定を行うとともに、消防団員確保対策の観点から、退職年齢を引き上げるため提案するものである。

おいらせ町消防団条例の一部を改正する条例

おいらせ町消防団条例（平成18年おいらせ町条例第152号）の一部を次のように改正する。

第5条中「360人」を「320人」に改める。

第6条第1項第2号中「満65歳」を「満68歳」に、同項第3号中「満60歳」を「満65歳」に改める。

附 則

この条例は、令和3年3月31日から施行する。